

すぎうら医院 訪問リハビリテーション事業所
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書

1. 事業の概要

① 事業者の概要

[名 称] 医療法人 医純会 [代表者名] 理事長 杉浦 弘明
[所在地] 島根県出雲市今市町北本町2丁目8番地3 [連絡先] 0853-23-6669

② 事業所の概要

[名 称] 医療法人 医純会 すぎうら医院 [事業所番号] 3210411991
[所在地] 島根県出雲市今市町北本町2丁目8番地3 [連絡先] 0853-23-6669
[開設年月日] 令和6年2月10日 [管理者] 杉浦 弘明
[サービス提供地域] 出雲市の各区域（上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。）
[営業日] 月～金曜日（祝祭日、年末年始等を除く） [営業時間] 9:00～17:00

2. 目的及び運営方針

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態にある方に対し、適切なリハビリテーションを行うことにより、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、利用者様の生活機能の維持または向上を目指すことを目的としています。

また、利用者様の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえ、指示を行う医師の診断の日から3月以内に発行された「訪問リハビリテーション指示書」と「居宅サービス計画」に沿ってリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者様及びそのご家族様に対し説明し、同意を得た後、それに従いサービスを提供します。

訪問リハビリテーションサービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員体制 管理者：1名 理学療法士・作業療法士：0名 言語聴覚士：1名（非常勤）

4. 提供するサービスの内容と利用方法

(1) サービス内容

主治医、指示医の指示に基づき訪問リハビリテーション計画に沿った言語聴覚療法等を実施します。

(2) 利用方法

居宅支援事業者からの居宅サービス計画に基づき、次の手順によりサービス利用開始となります。

- ① 当院の医師による診察を行い、訪問リハビリテーション指示書を発行します。
- ② 当院の医師により、利用者様の訪問リハビリテーション計画書を作成します。
- ③ 訪問リハビリテーション計画について、療法士等から利用者様に説明いたします。その内容に同意されますとサービス開始となります。計画内容の変更が生じる際には、都度説明し同意を得るものとします。
- ④ 開始後3ヵ月に一度、当院の医師による診察を行い、訪問リハビリテーション指示書を発行します。

5. 利用料と利用料の支払い方法

1割負担分の利用料負担金は以下のとおりです。負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(1) 基本利用料

	20分（1単位）	40分（2単位）	60分（3単位）
要支援1～2	298円	596円	894円
要介護1～5	308円	616円	924円

(2) 加算利用料

・退院時共同指導加算（＋600円／回）※退院につき1回限り

…退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合。

・通常の実施地域（中山間地等）を超えたサービスの提供加算（＋所定単位数の5％／日）

…事業所が通常の実施地域を超えて中山間地域に居住する方への訪問を行った場合。

※加算対象地域は『出雲市（神原・朝山・乙立・国）、旧平田市全城、多岐町、佐田町、大社町、斐川町（阿宮・畑）、雲南市（大東町・吉田町・掛合町）、奥出雲町、旧大田市（富山・山口・三瓶・川合・久利・大屋・大森・水上・祖次・大代）、仁摩町、温泉津町、邑智郡、松江市（八東町・鹿島町・島根町・美保関町・八雲町）

(3) 利用料金の支払い方法

毎月末締めとし、翌月に当月分の請求書を発行いたします。お支払いは、銀行振替にさせていただきます。

6. 秘密保持

事業者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。また、利用者様及びそのご家族様に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者様及びそのご家族様に使用目的等を説明し同意を得て使用します。高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に通報することが定められています。その場合、秘密保持義務違反の責任を負いません。

7. 記 録

事業者は、利用者様に対するサービスの提供に関する記録を作成及び整備し、その記録を完結の日から2年間保管します。

8. 緊急時における対応

サービスの提供中に、病状の急変やその他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者様のご家族様、主治医等に連絡を取り、必要な措置をとるとともに、管理者に報告します。また、速やかに市町村や居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

9. 事故発生時の対応・対策等

利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者様のご家族様、居宅支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、原因を究明し再発を防ぐ為の措置を講じます。事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合には、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたって、心身の状況に応じたサービス提供となるよう医師の診断や日常生活の留意事項、当日の健康状態をお知らせください。また、入院・入所等により2週間以上の利用を休止された場合、利用再開については当事業所の状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合もございます。その際は、他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者様の虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。また虐待の防止のための指針を整備します。虐待の防止のための研修を定期的実施します。虐待防止に関する担当者を置きます。

12. 衛生管理

訪問職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の整備及び備品等の衛生的な管理に努めます。すきうら医院における感染症の予防及びまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ・委員における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 身体拘束適正化のための措置に関する事項

生命・身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご本人またはご家族に説明し同意を得た上で、拘束が必要な理由、方法、拘束の時間、その際の心身の状況など必要な事項を記録します。また、身体拘束を廃止に向けた対応を行います。

14. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス内容に関する相談・苦情等

- (1) 法人窓口（当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。）
 - ・相談の窓口 [担当者名] 杉浦 弘明（管理者） [電話番号] 0853-23-6669
- (2) 出雲市苦情相談窓口（介護保険は、市町村等が保険者となっております。）
 - ・出雲市健康福祉部高齢者福祉課 [電話番号] 0853-21-6972
- (3) その他苦情相談窓口（市町村で解決できないことや市町村域を超える問題等の窓口です。）
 - ・島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
[所在地] 島根県松江市学園一丁目7番14号 [電話番号] 0852-21-2811

16. 第三者評価 第三者評価は実施していません。

説明日： 令和 年 月 日 説明者： 長谷川 ひかり（言語聴覚士）

◎上記職員より、重要事項について説明を受け、承諾しました。

承諾日： 令和 年 月 日
＜利用者＞ 氏 名

（署名代行者） 続柄：

※本書は2通作成し、事業者・利用者で1通ずつ保管する。